

柿生分庁舎地区会館及びホールの利用に関するガイドライン

令和3年4月20日改定

柿生分庁舎を利用される方へ

柿生分庁舎では、「まん延防止等重点措置」の神奈川県への適用に伴い、令和3年4月20日（火）より当面の間、柿生分庁舎の利用について以下のとおりとします。

柿生分庁舎を御利用の際は本ガイドラインを踏まえ、感染症予防対策を講じたうえで最新の各業種別ガイドライン（内閣府作成）を遵守してご利用ください。

感染防止対策として、下記の事項にご協力をお願いいたします。

- (1) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を行ってください。
- (2) 地区会館の利用者は定員の半数以下で使用してください。ホールの利用については対人距離を確保（最低1mできるだけ2mを目安に）できる人数で使用してください。
※地区会館通常定員数：第1会議室（30人）第2・第3会議室（20人）和室（10人）
- (3) 地区会館の夜間利用については20時までとします。
- (4) 代表者は活動に参加する方の健康状態及び連絡先を把握し名簿を作成してください。
また、感染者又は感染が疑われる方が判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供にご協力ください。
- (5) 密閉空間を避けるため、定期的に窓、ドアを開け、換気を行ってください。
- (6) 密集場所を避けるため、共用部分では対人距離を確保（最低1mできるだけ2mを目安に）してください。
- (7) 密接場面を避けるため、地区会館及びホール内では互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を避けてください。
- (8) 合唱、演奏、社交ダンスなどについては、各関係団体のガイドラインに基づき遵守してご利用ください。特に管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意してください。
また、呼気が激しくなるような運動はご遠慮ください。
- (9) 下記の症状に該当される方は、来館をご遠慮ください。
ア 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
イ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
ウ 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- (10) 地区会館及びホールの利用後は、部屋の机、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、その他使用された設備の消毒を行ってください。消毒用具は受付にて貸し出します。

麻生区役所総務課

044-965-5108